

「(仮称) 島牧風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	本事業では、下記の前倒し調査の実施を検討しております。 ・先行猛禽類調査：2025年12月開始予定
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることを踏まえてご回答願います。	図書の公表は環境影響評価法及び電気事業法で定められた手続きに則って実施しております。 今回公表している配慮書はあくまで現段階での事業計画や環境調査の方法をまとめたもので、計画は皆様のご意見や関係機関の審査の過程で更新される可能性があります。縦覧期間終了後に、更新前の計画案をそのままご覧いただくことはかえって誤解を招くことにもなりかねませんので、一旦縦覧を終了させていただいております。 なお、環境影響評価手続の最終段階である評価書については、継続公表に努めます。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体様とは、事業説明やアセス手続に関する事前の情報提供を実施し、適宜相談を重ねながら対話を継続しております。 また、住民の皆様へは、2024年から本事業の事前調査の一環としての風況観測塔設置に際して、地元の区長様と連携し、事業概要の説明を重ねています。 なお、再エネ特措法に基づく事業説明会を2024年12月16日（島牧村）、17日（寿都町）でそれぞれ開催し、事業への理解を得るための情報提供を行ってきております。今後も、アセスのご意見を参考にしながら、更なる相互理解のために必要に応じて追加の説明会等を検討してゆく考えです。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1 第一種事業の目的	1次	「本事業は我が国のエネルギー需給を改善するため、ネイチャーポジティブ経済の実現に取り組みながら環境への負荷が少ない風力発電所を設置することで、再生可能エネルギーの供給、地域の活性化と目標の達成に貢献することを目的とする」旨記載されていますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組について具体的に予定している事項がありましたら、ご教示ください。	環境影響評価の手続きを通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しております。具体的な施策については今後検討を進めてゆく予定です。
2-2	7	図2.2-1(4) 事業実施想定区域(拡大図1)	1次	本ページの北部の風力発電機の設置予定範囲にはNHKの中継所が存在しますが、風力発電機の設置により、本中継所への影響はないのでしょうか。	NHKの中継所の存在については把握しております。今後、影響がないように計画を進めていく予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	13 28	② 国土防災 関係 (保安林)	1次	<p>①事業実施想定区域の検討にあたり、保安林の分布を確認する必要があると判断された理由をご教示ください。</p> <p>②保安林の分布を確認した結果について、事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲を検討するにあたり、どのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）をご教示ください。</p> <p>③保安林の区域の内、事業実施想定区域から除外しなかった区域における変更行為によって、保安林（土砂流出防備保安林・水源かん養保安林・干害防備保安林）の機能低下による影響が生じないよう、図書に記載のある「必要に応じて関係機関と協議」を行った上で、p. 284に記載のある留意事項のほか、具体にはどのような対応を行うことを予定されているかご教示ください。特定の樹種や幹の太さなどから判断して伐採しない区域を絞り込むなどの対応を予定しているのでしょうか。</p>	<p>①林野庁のウェブサイト「保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。」と記載されております。従いまして、そういった防災の観点から確認する必要があると判断しました。</p> <p>②配慮書の段階では、まずは保安林の分布を把握し、可能であれば区域から除外することを考えています。配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後、方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを実施いたします。</p> <p>③特定の樹種や幹の太さなどから判断して、伐採しない区域を絞り込むなどの対応を予定しています。</p>
2-4	13 14 29 30	② 国土防災 関係 (土砂災害 警戒区域 等・山地災 害危険地 区)	1次	<p>次の記載において、事業実施想定区域や風力発電機の設置予定範囲から「可能な限り」除外したとのことですが、何をもち「可能な限り」としたのか、具体的な検討内容をご教示ください</p> <p>(図書の記載) 【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域】 ・「土砂災害特別警戒区域」については可能な限り事業実施想定区域から除外し、風力発電機の設置予定範囲からは除外した。 ・「土砂災害警戒区域」については可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した。 【山地災害危険地区】 ・「山腹崩壊危険地区」については可能な限り事業実施想定区域から除外し、風力発電機の設置予定範囲からは除外した。 ・「崩壊土砂流出危険地区」については可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した。</p>	<p>配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。その中で「可能な限り」区域あるいは風力発電機の設置予定範囲から除外をしています。「土砂災害特別警戒区域」および「土砂災害警戒区域」については、図2.2-8(5) 事業実施想定区域で示す通り、「土砂災害警戒区域」が事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の南側で一部を除き、含めないように設定いたしました。</p> <p>「山地災害危険地区」については、図2.2-8(6) 事業実施想定区域で示す通り、事業実施想定区域の西側に一部含まれるものの、風力発電機の設置予定範囲からは除外いたしました。また、「崩壊土砂流出危険地区」については、北東の一部、南東の一部及び南西の風力発電機の設置予定範囲を除き、含めないように設定いたしました。</p> <p>今後、方法書以降の手続きにおいて絞り込みを実施いたします。</p>
2-5	14	(5)環境保 全上留意が 必要な場 所の改定	1次	<p>事業実施想定区域内から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由をお示しください。</p>	<p>配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、景観資源である歌島沼や泊-弁慶岬段丘も含めた上で、事業実施想定区域を広めに設定しておりますが、これらについては、今後計画を進めていく中で可能な限り改変を回避又は低減をするよう、検討いたします。</p>
2-6	14	① 生活環 境の保全 上留意が 必要な 施設及び 住宅等 の確認	1次	<p>①p. 31の図2.2-8(7)によると、事業実施想定区域内に住宅等が存在していますが、区域内に存在しないよう設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>②当該ページ下部に示されている「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）が作成された年代の風車に比べ、本事業の風車は大型化していることを踏まえると、風車と配慮が必要な施設等との離隔距離はさらに必要になると考えられますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、生活環境の保全上留意が必要な施設及び住宅等と一部重複する箇所がありますが、方法書以降の手続きにおいて、風力発電機の設置予定範囲まで可能な限り住宅等との離隔距離を確保するよう留意しながら区域の検討を実施いたします。</p> <p>②風力発電機と配慮が必要な施設等との離隔距離については、方法書以降の手続きにおける現地調査の結果、予測及び評価を踏まえて、風力発電機の基数、配置について検討のうえ判断いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	14 32	② 自然環境の保全上留意が必要な区域（保護林）	1次	<p>①「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」について、風力発電機の設置予定範囲から除外し、今後も直接改変は行わない計画とする旨の記載がありますが、現時点で改変を行わない方針としているにも関わらず、当該林を事業実施想定区域に加えた理由をご教示ください。</p> <p>②保護林の設定目的（※1）を鑑みると、カシワ林全体への影響を回避する必要があると考えますが、同保護林の外周域（※2）において、カシワの樹木が確認された場合の対応（伐採を避けるなどの配慮事項）についてご教示ください。</p> <p>※1： https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hokkaido/policy/conservation/hogorin/rinbokuidensigenhozonrin_143.html</p> <p>※2：102ページの現存植生図と見比べると、保護林と連続してカシワ群落（V）が分布しており、それと風力発電機の設置予定範囲が重複しています。</p> <p>③カシワとミズナラは交雑することが知られていますが、方法書段階での専門家ヒアリングにおいて、どのように現地で記録をするべきか、知見の取得に努めていただくようお願いいたします。</p>	<p>①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定していることに加え、隣接する道路を活用する計画であることから、「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」を事業実施想定区域から除外しておりません。</p> <p>②今後、方法書以降に実施する現地調査において保護林周囲の現況の植生の分布状況を把握し、保護林の外周域において、カシワの樹木が確認された場合、伐採を可能な限り回避する等の配慮事項を検討いたします。</p> <p>③ご指摘頂いた通り、方法書段階での専門家とのヒアリングにおいて適切な記録手法等について知見の取得に努めてまいります。</p>
2-8	14 33	② 自然環境の保全上留意が必要な区域（植生自然度9）	1次	<p>①「植生自然度9の植生は事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲から可能な限り除外した。今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、分布状況の把握に努め、本事業による改変を可能な限り回避する。」とのことですが、区域南東部については、自然度9の森林が多く分布しています。当該森林は過去の調査によるとブナを主体とする森林であり（p.100）、北限のブナ林であるため、p.275の専門家の意見にもあるように、極力伐採を回避いただきたいと思いますと考えますが、何をもち「可能な限り」としたのか、具体的な検討内容をご教示いただくとともに、現段階で回避しなかった理由についてご教示ください。</p> <p>②ブナの伐採を回避することを予定している基準（胸高直径等）がありましたらご教示ください。</p>	<p>①配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、区域南東部についても事業実施想定区域に含まれております。今後、方法書以降に実施する現地調査において植生自然度9の植生の分布状況及びブナの生育状況を把握した上で、可能な限り伐採を回避することに留意しながら事業計画を検討いたします。</p> <p>②胸高直径も含め、ブナの生育状況を把握するための現地調査を実施し、専門家からのご意見も踏まえ、回避すべき対象を検討いたします。</p>
2-9	40	図2.2-10 風力発電機の概略図（例）	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で数値を検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p>	<p>①機種の選定にあたっては、バードストライクやバットストライクのリスクを低減するため、カットイン風速の制御ができる機種についても候補として検討してまいります。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討については、メーカーの仕様によるところが大きく、主には現地の地形や風況等を元に決定します。現時点ではバードストライクやバットストライク等を防止する観点から数値を検討するのは難しい状況と考えております。</p> <p>③機種の選定にあたっては、ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種についても候補として検討してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	41	1. 発電機の配置計画	1次	方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引(p.53)において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。	風力発電機の配置案については、方法書審議の際に非公開資料として、それまでの検討状況を踏まえた配置計画案を提示できる見込みです。
2-11	41	1. 工事計画の概要	1次	①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することはなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	①緑化については、道内在来種を用いながら復元緑化を行うことを検討するとともに、遺伝子汚染を防止する観点から、在来種を用いた復元緑化についても検討してまいります。現時点では緑化の手法は未定ですが、「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」（日本緑化工学会）を踏まえ、適切な緑化手法を検討してまいります。 ②緑化計画について、準備書の作成段階で専門家に相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。
2-12	41 6	1. 工事計画の概要 図2.2-1(3) 事業実施想定区域（全体図）	1次	事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどしてご教示ください。また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。	事業実施想定区域内における道路の新設及び既存道路の使用・拡幅の計画について、配慮書段階ではまだご提示できない状況です。方法書段階で、風力発電機の具体的な配置計画とともにお示しできる予定です。
2-13	42	(4)輸送計画	1次	工事用車両の走行ルート（事業実施想定区域外）について、現在の検討状況をご教示ください。また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。	事業実施想定区域外の工事用車両の走行ルートについて、配慮書段階ではまだご提示できない状況です。方法書において、事業実施想定区域外の工事用車両の走行ルート案をお示しする予定です。
2-14	44	1. 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	島牧沖における洋上風力発電事業について、本配慮書の縦覧開始後である本年1月15日から縦覧が行われている事業があります。今後も、周辺他事業の状況について、最新の情報を確認されるよう留意願います。	今後も、洋上風力発電事業を含めた周辺他事業の状況について、最新の情報を確認するよう留意いたします。
2-15	45	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	①事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。また、p.217に「周囲の他事業との累積的影響に関しては、他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手続きの進捗状況も勘案し、検討を進める。」とありますが、今後、どの項目をどのように検討していく予定かご教示願います。 ②区域北部以外はほぼ他事業と重複している状況ですが、土地の改変等に係る他事業の事業者との協議状況についてご教示ください。	①②現時点ではまだ開発の初期段階でありますので、他事業者様と協議を実施してはおりません。今後、方法書の作成段階で、他事業者様との情報交換や協議等の実施を検討してまいります。 累積的影響に関しましては、周囲の他事業の進捗状況にもよりますが、騒音、風車の影、景観について検討しています。また、猛禽類及び渡り鳥については、各調査地点からの視野範囲内に他事業が含まれるかどうかという観点で、累積的影響の対象とするか検討いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	54	1. 水象の状況	1次	「事業実施想定区域及びその周囲には湧水は存在しない。」とのことですが、関係町村に確認をされているものかご教示ください。	島牧村、寿都町及び黒松内町へのヒアリングからは湧水の存在は確認できませんでした。
3-2	55	図3. 1-6 主要な河川、湖沼及び海域の状況	1次	①風力発電機の設置予定範囲内に一部河川が存在しますが、河川敷地や沢筋の改変は予定されているのでしょうか。予定されている場合は、どのような施工を行う予定かご教示ください。 ②大平川一号砂防ダムについて、湖沼の凡例で示されていますが、本文では、ダム湖はないとされています。砂防ダムを湖沼として示すのは、適切な表現でしょうか。事業者の見解をお示しください。	①河川敷地や沢筋の改変については、現段階では特に予定していません。 ②ご指摘のとおり、方法書以降の図書においては、大平川一号砂防ダムは、「図3. 1-6 主要な河川、湖沼及び海域」では湖沼として表現せず、適切に記載いたします。
3-3	56 57	(1)河川の水質	1次	神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されておりますが、事業実施想定区域における土壌の鉛濃度が高い可能性は考えられないか、事業者の見解をご教示ください。	ご指摘の通り、神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されておりますので、神社の川の集水域に重複する範囲においては土壌の鉛濃度が高い可能性が考えられます。今後、鉛に関する調査の実施を検討いたします。
3-4	66	3. 重要な地形・地質	1次	p. 65に示されている「泊-弁慶岬段丘」は重要な地形・地質には該当しないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源に取り上げられている地形に関しては、視対象である自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象に着目して、位置及び特性等について調査されたものであり、必ずしも地形そのものを保全することを要求していないことから、重要な地形・地質に該当しないと判断しています。
3-5	69	図3. 1-13 文献その他の資料調査範囲	1次	文献その他の資料調査範囲2次メッシュと1/200,000の図面の調査範囲に差がありますが、文献調査範囲が2次メッシュとなっている文献において、1/200,000の図面の調査範囲を網羅できるような2次メッシュの調査範囲を広げる必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	文献その他の資料調査範囲2次メッシュの範囲は、事業実施想定区域を含んだ上で、1/80,000の図面の調査範囲も概ね考慮し設定しております。現地調査において動植物では基本的に対象事業実施区域から約300m、猛禽類調査でも対象事業実施区域から約1.5kmの範囲を想定しており、これらの範囲を十分網羅できる範囲と考えております。文献その他の資料調査範囲は行政界や2次メッシュ等の各調査範囲が図郭に収まるよう考慮して、1/200,000縮尺でお示ししたものになります。
3-6	81 86 ～ 88	図3. 1-20(1) ハチクマの渡り経路（春季） 図3. 1-25 (1)～(6)	1次	事業実施想定区域がハチクマ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））の春季の渡りの経路と近接しているほか、ハチクマ、オオタカ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））、クマタカ（環境省レッドリスト_絶滅危惧IB類（EN））、ハヤブサ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧II類（VU））の分布と事業実施想定区域が重複していますが、これを受け、今後どのように環境影響評価を実施していくか、予定についてご教示ください。	事業実施想定区域がハチクマ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））の春季の渡りの経路と近接しているほか、ハチクマ、オオタカ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧（NT））、クマタカ（環境省レッドリスト_絶滅危惧IB類（EN））、ハヤブサ（環境省レッドリスト_準絶滅危惧II類（VU））の分布と事業実施想定区域が重複していることを踏まえ、今後適切に予測評価を行うため、方法書ではこれらの種の生息状況及び渡りルートが把握できるよう調査計画を検討してまいります。
3-7	127	図3. 1-32 食物連鎖模式図	1次	タイリクヤチネズミは雑食性ですが、主食は植物ではないでしょうか。また、ニホンアマガエルはその口径から考えてトンボを食べることはできず、また、カマキリについても幼体しか食べられないのではないのでしょうか。これらの配置に係る事業者の見解を伺います。	「タイリクヤチネズミ、ニホンアマガエル等」は草地環境の第三次消費者として草地の昆虫類を捕食するといったグループという位置づけで記載しております。 ご指摘を踏まえ、当該グループにおける哺乳類はタイリクヤチネズミではなく昆虫類も捕食するアカネズミに置き換え、更に第三次消費者として昆虫類を捕食する草地性鳥類としてヒバリを追加し、別添資料3-7にお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	131	表3. 1-37 眺望点の概要	1次	自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	観光協会等へのヒアリングは実施しておりません。今後、本配慮書に対する関係各所からのご意見並びに具体的な事業計画を踏まえ、自治体より観光協会に対するヒアリングも必要との見解を頂戴する等、自治体からの情報では事足りない場合には、観光協会等、情報収集のために必要となる団体に対するヒアリングを実施いたします。
3-9	132	図3. 1-34 眺望点の状況	1次	①「歌島高原」について、眺望点として1点示されていますが、面的に広がっている高原であれば、複数の眺望点があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②他の眺望点の典拠となっている「シママキマインド」では、「島牧ウィンドファーム」を挙げており、「黒松内から島牧に向かえば海を見てオススメです。」とあることから、累積的な影響も考慮して、島牧ウィンドファームがある道道523号線美川黒松内線を主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書にお示ししているのは、公的HPにおいて「NHK中継所付近からの景色が絶景ポイント」との記載があることから、電波塔が確認された位置をお示ししております。現地調査実施前の方法書においては、ビュースポットが文献調査からのみしか特定できないことから、配慮書と同様の位置をお示しいたします。方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、複数のビュースポットが確認された場合には、準備書において適切に対応いたします。 ②道道523号線美川黒松内線については、文献調査においてビュースポットが特定されなかったことから眺望点に設定しておりませんでした。引き続き情報収集に努め、ビュースポットが特定された場合には、眺望点に設定いたします。
3-10	132 137	図3. 1-34 眺望点の状況 図3. 1-36 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	事業実施想定区域に近く、キャンプ場としての利用もある「本目海岸」が主要な眺望点や人と自然との触れ合いの活動の場として選定されていませんが、選定する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「本目海岸」につきましては、公的な文献その他の資料において情報が確認できず、関係市町村からも特段ご意見を頂戴していなかったこと、近接する「本目岬」を選定していることから、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場として設定しておりませんでした。キャンプ場としての利用があることをご指摘も踏まえ、方法書以降の手続きにおきましては人と自然との触れ合いの活動の場として地点選定の上、適切に対応いたします。
3-11	133 136	表3. 1-38 景観資源 表3. 1-39 人と自然との触れ合いの活動の場及びその概要	1次	景観資源および人と自然とのふれあいの活動の場について、関係市町村及び関係団体へのヒアリングを実施しているかご教示ください。また、ヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	景観資源については、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」及び「地域の良好な景観資源」を確認しており、適切に把握できていると認識しておりますが、ご指摘を踏まえ、方法書の手続きにおいてヒアリングを実施いたします。 人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、本配慮書の作成前、関係市町村に対し選定予定の地点をご確認いただき、その他お心当たりの地点はないかヒアリングいたしました。追加地点のご意見は頂戴いたしませんでした。
3-12	151	3. 2. 3 河川、湖及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の設定に当たって、利水関係者（関係町村の水道所管部局、農業団体及び漁業団体）と協議等が行われたものかご教示ください。また、今後の協議実施に係る事業者の見解をご教示ください。	現時点では、特に利水関係者との協議は行っていません。今後、方法書の作成段階で、関係町村の水道所管部局および農業団体との協議を行っていく予定です。漁業団体との協議については、事業実施想定区域に漁業権が設定された河川およびさけます増殖事業に係る施設はありませんが、方法書の作成段階で、漁業団体へのヒアリングを行ったうえで必要に応じて具体的な協議を行っていく予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-13	151 152	表3. 2-9 水道用水の 取水状況 (令和4年 度) 図3. 2-5 水 道用水の取 水地点	1次	①島牧村及び寿都町の水道の取水地点（表流水）の集水域が事業実施想定区域だけでなく、風力発電機の設置予定範囲と重複しております。また、対象事業実施区域及びその周囲には広範囲にわたって水源かん養保安林が確認されます（p. 209）が、水質への影響の回避・低減の観点から、今後、対象事業実施区域や風力発電機設置位置等の土地改変区域について、どのように検討することを想定されているかをご教示ください。 ②黒松内町においても、地下水（深井戸）の利用があるようですが、図3. 2-5の図郭内にはないという理解でよろしいでしょうか。	①今後、改変区域については当該の集水域及び保安林を可能な限り回避するように事業計画を検討いたします。やむを得ず改変する場合は、沈砂池や土砂流出防止柵を設置するなどの環境保全措置を講じることで、河川への濁水の影響を回避または可能な限り低減できるように検討いたします。また、水道事業者とも協議を実施いたします。 ②黒松内町における地下水（深井戸）の取水地点は、図3. 2-5の図郭外となります。
3-14	151	(2)農業及び 工業による 利用	1次	①「コベチャナイ川から取水し放牧地で利用している」との記載がありますが、取水地点の確認状況をご教示ください。 ②p. 143によると、畑作農家も存在するようですが、事業実施想定区域内を流域（支流・沢を含む。）とする河川水の農業利用（①の利用を除く。）はないという理解でよろしいでしょうか。	①島牧村へのヒアリングによると、コベチャナイ川から取水しているが、位置などの詳細は把握していないとのことでした。 ②島牧村及び黒松内町へのヒアリングによると、畑作農家は存在するが、河川の農業用水の利用については把握していないとのことでした。なお、寿都町へのヒアリングによると、図郭内の寿都町においては、農業は行われていないとのことでした。
3-15	159	3. 地下水 の利用状況	1次	事業実施想定区域及びその周囲に住宅等が存在します（p. 164）が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をご教示ください。	島牧村、寿都町及び黒松内町へのヒアリングでは、飲用井戸の有無について確認できませんした。今後、現地において確認に努めます。
3-16	206	図3. 2-18 周知の埋蔵 文化財包蔵 地の状況	1次	区域内に埋蔵文化財包蔵地がありますが、これらを除外しなかった理由をお示しください。	配慮書の段階では、事業可能性確保の観点や「区域を広めに設定する」ことで複数案を検討していることから、事業実施想定区域を広めに設定しております。そのため、事業実施想定区域に埋蔵文化財包蔵地を含んでおります。しかしながら、本事業では埋蔵文化財包蔵地への風力発電機の配置は予定しておらず、また、作業用道路として活用する林道等の付近でもありませんので、改変はしない予定です。なお、今後は必要に応じて関係機関と協議を実施いたします。
3-17	207 208 211 212 213	(4)国土防災 関係	1次	項目⑤の記載のとおり、山地災害危険地区が事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲と一部重複しており、項目⑥の記載のとおり、土砂災害警戒区域については事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲と、土砂災害特別警戒区域については事業実施想定区域と一部重複しておりますが、これらの重複箇所において、掘削や盛土等の土地の改変行為を行う可能性はあるのでしょうか。どのような行為を行う予定か、ご教示ください。	現段階では当該区域における掘削や盛土等の改変行為の可能性がございますが、方法書以降で風力発電機の配置を検討する際は、改変を可能な限り回避することを念頭に検討してまいります。
3-18	213	図3. 2-23 国土防災関 連の状況	1次	事業実施想定区域内に山地災害危険地区や土砂災害警戒区域が存在しているとのことですが、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	方法書以降で風力発電機の配置を検討する際は、改変を可能な限り回避することを念頭に検討してまいります。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	230	(2)評価結果 (騒音・超低周波音)	1次	・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	超低周波音を含めた音環境を把握し、風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定したうえで予測計算を行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）などを参考に実行可能な範囲内で影響の低減が出来ていないと判断した場合に、下記の環境保全措置を検討しております。 ・風力発電機は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔し、配置及び機種を検討する。
4-2	232	(2)評価結果 (風車の影)	1次	・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。	風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成25年）において示されている、ドイツにおける指針値を参考に、住宅等の周囲の状況も考慮の上、実行可能な範囲内で影響の低減が出来ていないと判断した場合に下記の環境保全措置を検討しております。 ・風力発電機は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔し、配置及び機種を検討する。
4-3	246	表4.3-14(2) 専門家等へのヒアリング結果概要 (専門家B)	1次	「樹上を利用するリス類や小型のネズミ類は、他の哺乳類よりも変更の影響を受けやすい傾向にあると考える。」及び「面的な変更はそれほど多くないように思うので、リス類やネズミ類には影響については現時点では影響が少ないという印象であるが、」について、前段の小型のネズミ類と後段のネズミ類はそれぞれ例えば何を指しているのか、ご教示ください。	前段の「小型のネズミ類」につきましては、文章の繋がりが「樹上を利用する」が続く「ネズミ類」にまで修飾してしまわないよう、「樹上を利用するリス類」と「小型のネズミ類」と、当該文章上において誤解なきよう書き分ける意図でした。 専門家のご指摘としては前段、後段共に同じものを指しており、ハントウアカネズミ等のネズミ類になります。
4-4	248	表4.3-14(4) 専門家等へのヒアリング結果概要 (専門家D)	1次	①「文献調査では確認されていないがカシワアカシジミ（キタアカシジミ）、ヒメシロシタバはカシワしか食べない種であり、事業実施想定区域内のカシワ群落に生息している可能性がある。」との専門家のコメントがありますが、方法書においてカシワ群落を昆虫類の調査地点として設定する見込みかご教示ください。 ②「区域内の池沼として、歌島沼は調査を行ってほしい。」との専門家のコメントがありますが、動物を対象として調査を実施する予定か、ご教示ください。また、実施する予定である場合は、調査対象の分類群をご教示ください。	①ご意見を踏まえ、昆虫類の調査地点もしくは調査ルートとして設定する見込みです。 ②ご意見を踏まえ、歌島沼も調査を実施する予定です。調査対象の分類群としては、昆虫類（水生昆虫）のほか、魚類・底生動物を想定しております。
4-5	261	3. 評価 (動物)	1次	「コウモリ類及び渡り鳥、猛禽類等の鳥類が、事業実施想定区域上空を利用すること等を加味した施設の移動による影響を予測するには、風力発電機設置位置等の情報が必要となる」との記載の風力発電機設置位置等の「等」は風況でしょうか。「等」には何が含まれるのかご教示ください。	主には風力発電機設置位置のほか、風力発電機の高さやブレードの長さといった風力発電機の諸元等の事業計画に関わる情報が含まれます。 なお、風況については予測の一部には用いるものの、当該項目では、現時点で得られていない情報を「風力発電機設置位置等の情報」としており、このような現時点で得られていない情報が得られる「事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する」としています。
4-6	278	② 植物の重要な群落	1次	事業実施想定区域北部に位置するエゾイタヤーシナノキ群集（自然度9）と風力発電機の設置予定範囲が3、4割程度重複していますが、本事業区域及びその周囲において、本群集がまとまって分布している箇所が少ないことから、変更の回避を検討する必要はないでしょうか。本群集の一部が干害防備保安林であることも踏まえて、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域北部に分布するエゾイタヤーシナノキ群集は風衝の激しい海岸断崖上部や尾根部の斜面に成立している植生自然度9に該当する自然植生であり、方法書以降に実施する現地調査において、現況の分布状況を把握し、配慮書p.14に記載のとおり、変更を可能な限り回避する方針です。また、その一部が干害防備保安林に指定されていることを踏まえ、洪水を緩和し、又は各種用水を確保する森林の水源涵養機能により、局所的な用水源を保護する保安林としての機能を損ねることのないよう、関係各所と十分協議を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	279	(2)評価結果 (植物)	1次	<p>①保護林（寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林）について、「直接改変は行わない計画とすることから、重大な影響はない」と評価していますが、保護林として指定されている区域周辺の森林を開発することにより、保護林内の風倒が発生しやすくなるなど間接的に影響を受ける可能性はないでしょうか。</p> <p>②・2つ目に「事業実施想定区域の重要な群落については、可能な限り必要最小限の改変にとどめる等、重大な影響を低減するよう検討する。」とありますが、p.14には、「本事業の改変を可能な限り回避する」と記載されています。植生自然度10及び9の群落に対し、今後どのような環境保全措置が執られるのか、正しい情報をご教示ください。</p>	<p>①保護林として指定されている区域周辺の森林を開発することにより、保護林内の風倒が発生しやすくなるなど間接的に影響を受ける可能性は考えられます。しかしながら今後、方法書以降に実施する現地調査において保護林周囲の現況の植生の分布状況を把握し、事業計画との重ね合わせによって、影響の程度を検討してまいります。今後実施する現地調査で保護林とその周囲の植生の階層構造や組成を把握した上で、保護林と改変区域との離隔距離等について専門家への意見聴取を行い、その助言を踏まえながら、間接的な影響の回避、低減を行ってまいります。</p> <p>②配慮書p.14に記載のとおり、植生自然度10及び9の群落に対して、改変を可能な限り回避することを検討いたします。</p>
4-8	288	表4.3-29 予測評価の 対象とする 主要な眺望 点の設定根 拠	1次	<p>①関係市町村のヒアリングの概要についてお示しください。</p> <p>②「大平山」及び「東山公園スキー場」について、これらは町からの情報で眺望点として選定したとのことですが、眺望に関する情報がHP等がないことを理由に予測評価の対象として選定していません。情報を提供した関係市町村に眺望方向の確認を実施したのか、予測評価の対象としないことを関係市町村は了承しているのか、それぞれご教示ください。</p>	<p>①関係市町村の窓口担当者様に、配慮書に掲載予定の眺望点の候補をお見せしながらヒアリングを実施いたしました。</p> <p>眺望点の候補に対して、各担当者様も異論等はございませんでした。なお、島牧村の担当者様からは「大平山」及び「狩場山」を、黒松内町の担当者様からは「東山公園スキー場」を参考程度にご教示いただきました。</p> <p>②情報を提供いただいた町村へ、予測評価の対象としては非選定とする旨をお伝えし、了承をいただいております。</p>
4-9	293 297	図4.3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (歌島高 原)	1次	<p>①「歌島高原」の主要な眺望方向に海側がありませんが、公式HPでは「眼下には南国を思わせるきれいな海」と海方向の写真も掲載されており、海側も眺望方向になっていると考えられますが、なぜ主要な眺望方向になっていないのか、理由をお示しください。</p> <p>②「① 主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無」において、「②歌島高原」については、事業実施想定区域に含まれることから重大な影響が及ぶ可能性があるが、ビュースポットの直接改変を回避する計画とすることから、重大な影響は低減されていると評価する。」とのことですが、 1) ビュースポットとしている範囲について具体的にお示しください。 2) 「直接改変を避ける」とは、ビュースポットそのものの範囲の改変を避けることを想定しているのでしょうか。</p> <p>③「② 主要な眺望景観の変化の程度」において、「すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるが、風力発電機の設置予定範囲を絞り込むことにより、重大な影響は回避又は低減されていると評価する。」とのことですが、「歌島高原」について、どこの眺望地点から、どの眺望方向への眺望を阻害しない配置を想定しているかについてご教示ください。 また、歌島高原を通る道路やNHK中継所付近の全てが風力発電機の設置予定範囲と重複しているようにみえることから、重大な影響は回避又は低減されているとする本評価結果を修正する必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①公式HPの記載に見落としがあり、申し訳ございません。方法書以降の手続きにおいて、適切に修正いたします。</p> <p>② 1) 公式HPによると、「NHK中継所付近からの景色が絶景ポイント」との記載があることから、NHK中継所付近がビュースポットであると考えておりますが、展望台はなく、眺望するための立ち位置は特定されていないため、具体的に範囲をお示しすることはできません。 2) 眺望するための立ち位置は特定できないものの、眺望するための場（機能）が消失するような改変を避けることを想定しております。</p> <p>③文献調査において把握している歌島高原のビュースポットは、NHK中継所付近と考えており、主要な眺望方向は島牧村、羊蹄山、海であると把握しております。方法書以降の手続きにおいては現地調査によって利用実態及び主眺望方向を把握するとともに、それらの結果を踏まえ、主眺望方向に配慮した配置を検討いたします。 また、眺望するための場（機能）が消失することのないよう引き続き検討いたしますが、ご指摘を踏まえ、下記の通り評価を修正いたします。 「可能な限り風力発電機の設置予定範囲を絞り込むとともに、事業実施想定区域内に位置する「④歌島高原」については眺望するための場（機能）が消失するような計画としないこととから、すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるものの眺望景観に影響を及ぼす範囲は限定的であるものと評価する。また、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能であると評価する。 ・主要な眺望点の主眺望方向や主眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえて、風力発電機の配置を検討する。 ・主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、主要な眺望景観への影響について予測し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討等の環境保全措置を検討する。 ・風力発電機の塗装色を自然になじみやすい色（環境融和塗色）で検討する。」</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	293 297	図4. 3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (泊 - 弁慶 岬段丘)	1次	①景観資源の「泊-弁慶岬段丘」と事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲が一部重複しておりますが、風力発電機の設置や、道路新設や既設道路の拡幅等の土地の改変行為を実施することを想定しているのか、ご教示ください。 ②「「泊 - 弁慶岬段丘」については、事業実施想定区域と一部重複しているものの、事業実施想定区域を絞り込むことにより、重大な影響は低減されていると評価する。」と記載されておりますが、区域の絞り込みや最適な工法の採用によって、影響が低減されているかの評価は、今後、どのように実施する予定かご教示ください（学識経験者等の第三者に確認をされる場合はその旨も回答に含めてください。）。	①配慮書段階では、詳細な風力発電機の設置や道路の予定位置が定まっていないため、今後計画を進めていく中で可能な限り改変を回避いたします。 ②事業実施想定区域の絞り込みを行い、絞り込みを行った後の対象事業実施区域と景観資源図との重ね合わせによって影響が低減されているかの評価を実施いたします。
4-11	293 297	図4. 3-12 主要な眺望 景観 (2)評価結果 (歌島沼)	1次	事業実施想定区域内に位置している「歌島沼」について、 ①風力発電機の設置に伴う直接的な改変を行わないとしていますが、歌島沼を眺望する眺望点は存在しないのか、ご教示ください。 ②今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	①公的HP及びヒアリングにおいて、歌島沼を眺望対象とするビュースポットは確認されておりません。引き続き情報収集に努め、歌島沼を眺望するビュースポットが特定された場合には、主要な眺望点への追加選定を検討いたします。 ②事業実施想定区域の絞り込みを行い、景観資源図との重ね合わせ及び事業計画との照らし合わせによって影響が低減されているかの評価を実施いたします。
4-12	297	① 主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無 ② 主要な眺望景観の変化の程度	1次	①に「「②歌島高原」については、事業実施想定区域に含まれることから重大な影響が及ぶ可能性があるが、ビュースポットの直接改変を回避する計画としていることから、重大な影響は低減されていると評価する。」、②に「すべての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性はあるが、風力発電機の設置予定範囲を絞り込むことにより、重大な影響は回避又は低減されていると評価する。」との記載がありますが、「歌島高原」においてはp. 295では垂直視野角 ≤ 90 度とされています。景観に重大な影響を及ぼすことが懸念されますが、環境融和塗色を施すなどの対策で、重大な影響の回避又は低減は可能なのでしょうか。垂直視野角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直視野角が大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください。 また、歌島高原について、区域北部の風力発電機の設置予定範囲内の端（南端と東端）に風力発電機を設置した場合の垂直視野角の見込みをご教示ください。	配慮書においては、「②歌島高原」のビュースポットから最も近い位置に風力発電機が建設されたと仮定し、また、地形及び植生による遮蔽を考慮していない予測結果をお示ししております。景観においては垂直視野角のみならず、現地調査結果を踏まえた、主要な眺望点の利用状況及び主眺望方向といった複数の要因を踏まえた評価結果が重要であると考えており、垂直視野角が大きくても、利用状況や主眺望方向に配慮した事業計画とすることで、景観への影響を低減できるものと考えております。 また、区域北部の風力発電機の設置予定範囲内の南端に風力発電機が建設されたと仮定し、また、地形及び植生による遮蔽を考慮していない場合の垂直視野角は約5.3度、東端の場合は約8.5度となります。
4-13	298	表4. 3-33 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びその概要	1次	①歌島高原はパラグライダーのフライトエリアとして利用されているとのことですが、風力発電機建設後もこの活動は実施できるのかご教示ください。 また、パラグライダーを行っている関係団体との調整の実施の有無と、調整している場合はその概要を、調整していない場合は今後の協議予定（方法書作成前には行つなど）をお示しください。 ②風力発電機建設後に歌島高原内への入場は規制されるのかご教示ください。	①関係団体との調整は実施中です。これまで、歌島高原でパラグライディングを企画運営されている北海道ハング・パラグライディング連盟さまに対して、事業概要および配慮書段階での事業実施想定区域について説明しております。同連盟さまからは、現時点では中立的な立場であるとのコメントを頂いております。今後も、同連盟様との協議を重ねてゆく予定です。 ②現時点では、風力発電機運転開始後に歌島高原内への入場規制は想定していませんが、関係自治体さま、地元住民・関係者さまのご意見も賜りながら、入場規制の是非について検討してゆく考えです。